

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

(株券等の保管及び振替に関する法律施行令の廃止)

第一条 株券等の保管及び振替に関する法律施行令(平成十二年政令第二百六十七号)は、廃止する。

(地方財政法施行令等の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

一 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第三十条第一項、第三十一条第一項及び第三

十四条第二項第五号

二 放送法施行令(昭和二十五年政令第六十三号)第三条(見出しを含む。)

三 貿易保険法施行令(昭和二十八年政令第四百十一号)第七条第二項

四 奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和二十九年政令第二百三十九号)第十六条第二項

五 鉱害賠償供託金配当令(昭和三十二年政令第十二号)第七条

- 六 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第三号、第五十一条第一号、第二百八十条第二項第三号口、第三百三十六条第二項第三号及び第七号、第三百三十八条第三項、第三百三十九条第九項並びに第三百四十二条第二項第三号
- 七 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第一百九条の十一第一項第四号及び第五号並びに第三項第一号並びに第一百七十七条第二項第三号口
- 八 預金保険法施行令（昭和四十六年政令第一百十一号）第三条第八号
- 九 沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）第七条の四第二項
- 十 農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第六条第八号
- 十一 空港周辺整備債券令（昭和五十年政令第十号）第四条第二項
- 十二 財形住宅債券令（昭和五十一年政令第三百二十二号）第三条第二項
- 十三 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条の四
- 十四 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）第八条第二項
- 十五 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第一条第二項第四号及び第十条第三項第十一号

十六 全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令（平成元年政令第二百十八号）
（第一条第十一号）

十七 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第二十二條第二項第五号イ

十八 日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）第八條第二項

十九 預金保険機構債令（平成十年政令第二十八号）第一条第一項

二十 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第二十二條第二項

二十一 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第十四條第十一号

二十二 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）第七條第

一 項

二十三 独立行政法人造幣局法施行令（平成十四年政令第三百八十号）第七條第二項

二十四 独立行政法人国立印刷局法施行令（平成十四年政令第三百八十二号）第七條第二項

二十五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二

十條第二項

- 二十六 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法施行令（平成十五年政令第三百二十七号）第九条第二項
 - 二十七 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第四十五条第二項
 - 二十八 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第十一条第二項
 - 二十九 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第十四条第二項
 - 三十 独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令（平成十五年政令第四百八十一号）第六条第二項
- 項
- 三十一 独立行政法人環境再生保全機構法施行令（平成十五年政令第四百八十九号）附則第九条第二項
 - 三十二 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第八条第二項
 - 三十三 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）第四
- 条第二項
- 三十四 独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）第八条第二項
 - 三十五 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）第六条第二項
 - 三十六 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第十一条第二項

- 三十七 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第二十六条第二項
- 三十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）第十一条第二項
- 三十九 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第三百八十一号
- 四十 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）第九条第二項
- 四十一 独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）第十条第二項
- 四十二 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第十六条第十号
- 四十三 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第三十条第二項
- 四十四 地方公営企業等金融機構法施行令（平成十九年政令第三百八十四号）第四条第十号
- 四十五 独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第二百二十八号）第十

九条第二項

四十六 株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十年政令第百八十号）附則第二条第一項

（相続税法施行令の一部改正）

第三条 相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、「。以下この項において同じ」を削る。

（相続税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定により振替株式等（同法第四十一条第二項第三号に掲げる財産のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関において取り扱われている同条第一項に規定する株券等に係るものをいう。）による相続税の物納の許可をされた者は、この政令の公布の日から施行の日の前日までの間、前条の規定による改正前の相続税法施行令第二十条第一項に定めるもののほか、株券等の保管及び振替に関する法律第二十六条第一項に定めるところにより当該振替株式等について財務大臣の口座への振替を請求し、当該請求

をした日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該振替株式等の物納の許可をした税務署長に提出することにより、当該振替株式等を物納に充てることができる。

(地方税法施行令の一部改正)

第五条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の十第一項中「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「のうち振替株式等(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一項第十二号から第二十一号までに掲げる社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。次項において同じ。)以外のもの(社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十六条第一項第二号に掲げる担保のうち振替株式等を提供しようとする者は、振替株式等の種類に応じ、当該振替株式等について、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿の地方団体の長の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録をするための振替の申請をしなければならない。

第七条の四の二第二項第一号口及び第二号イ中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この政令の公布の日から施行の日の前日までの間、地方団体の徴収金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金をいう。以下この条において同じ。）に関する法律の規定により担保を提供しようとする者は、前条の規定による改正前の地方税法施行令第六条の十第一項に定めるもののほか、株券等の保管及び振替に関する法律第十五条第一項の顧客口座簿に地方団体の長（地方税法第一条第一項第二号に規定する地方団体の長をいう。次項において同じ。）を質権者とするための振替の記載又は記録をすることにより、株式を地方団体の徴収金の担保として提供することができる。

2 前条の規定による改正前の地方税法施行令第六条の十第一項の規定により既に株券を供託している者が、当該株券を供託することに代え、前項の規定により当該株券に係る株式を地方団体の徴収金の担保として提供しようとする場合には、地方団体の長の承認を受けなければならない。この場合において、地方団

体の長は、その承認後、直ちに当該株券に係る供託書の正本を返還するものとする。

3 前項の承認を受けた者が供託書の正本の返還を受けてから第一項の振替の記載又は記録がされるまでに通常要すると認められる期間内に同項の振替の記載又は記録がされたときは、引き続き地方団体の徴収金の担保の提供がされていたものとみなして、地方団体の徴収金に関する法律の規定を適用する。

(商品取引所法施行令の一部改正)

第七条 商品取引所法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「超える議決権」の下に「(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。))の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含む。」を加える。

第七条に次の一項を加える。

5 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に

関する法律第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含むものとする。

一 第二項の場合 共同保有者

二 第三項の場合 夫婦

三 前項の場合 支配株主等及びその被支配法人

第十九条第二号中「超える議決権」の下に「（社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含む。）」を加える。

（関税法施行令の一部改正）

第八条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「（担保）」を削り、「（国債、地方債等）」を「（担保の種類）」に、「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等）」を「のうち振替株式等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項第十二号から第二十一号まで（定義）に掲げる社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。次項において同じ。）以外のもの（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項（振替債の供託）に規定する振替債）」に改め、同条第三項中「（保証人の保証）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「（土地、建物等）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第九条の六第一項において準用する国税通則法第五十条第二号に掲げる担保のうち振替株式等を提供しようとする者は、振替株式等の種類に応じ、当該振替株式等に係る振替口座簿の税関長の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録をするために振替の申請をしなければならない。

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この政令の公布の日から施行の日の前日までの間、関税に関する法律の規定により担保を提供しよ

うとする者は、前条の規定による改正前の関税法施行令第八条の二第一項に定めるもののほか、株券等の保管及び振替に関する法律第十五条第一項の顧客口座簿に税関長を質権者とするための振替の記載又は記録をすることにより、株式を関税の担保として提供することができる。

2 前条の規定による改正前の関税法施行令第八条の二第一項の規定により既に株券を供託している者が、当該株券を供託することに代え、前項の規定により当該株券に係る株式を関税の担保として提供しようとする場合には、税関長の承認を受けなければならない。この場合において、税関長は、その承認後、直ちに当該株券に係る供託書の正本を返還するものとする。

3 前項の承認を受けた者が供託書の正本の返還を受けてから第一項の振替の記載又は記録がされるまでに通常要すると認められる期間内に同項の振替の記載又は記録がされたときは、引き続き関税の担保の提供がされていたものとみなして、関税に関する法律の規定を適用する。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第十条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の九第一項、第三条の三第三項及び第八項並びに第四条の八第四項第一号イ(1)中「社債等の振替

に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第二十五条の十の二第十一項中「又は株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）に規定する顧客口座簿」を削り、同条第十五項第五号から第七号まで及び第九号から第十四号までの規定中「又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿」を削り、同項第十六号中「又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿」及び「又は同法に規定する顧客口座簿」を削る。

第二十五条の十の五第三項第一号から第三号まで及び第五号から第八号までの規定中「若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託」を「又は記録」に改め、「又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿」を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 前条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第十五項第十六号の規定は、この政令の施行の日以後に同号に規定する金融商品取引業者に貸し付ける同号に規定する特定口座内保管上場株式等について適用し、同日前に前条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第十五項第十六号に規定する金融商品取引業者に貸し付けた同号に規定する特定口座内保管上場株式

等については、なお従前の例による。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し及び同条第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同条第二号及び第三号中「社債等の振替に関する法律施行令」を「社債、株式等の振替に関する法律施行令」に改める。

(国税徴収法施行令の一部改正)

第十三条 国税徴収法施行令(昭和三十四年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「法第五十四条第二号(差押調書を作成すべき債権)に掲げる債権(以下「債権」という。)(」を「次の各号に掲げる財産」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、」を「それぞれ」に改め、同項第二号中「第六十二条第一項」を「第七十三条第一項(電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期)」に、「この項及び第二十七条」を「この号及び第三十条第三項(不動産の差押書等の記載事項)」

」に、「第六十二条の二第二項」を「第七十三条の二第二項」に改める。

第二十七条第二項を削る。

第三十条に次の一項を加える。

3 法第七十三条の二第一項（振替社債等の差押えの手續及び効力発生時期）に規定する差押通知書には、次の事項を記載しなければならない。

一 滞納者の氏名及び住所又は居所

二 第一項第一号に掲げる事項

三 差し押さえる振替社債等の種類及び額又は数

四 振替社債等の発行者に送達する差押通知書にあつては、前号の振替社債等につき滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徴収職員に対しその履行をすべき旨

五 法第七十三条の二第一項に規定する振替機関等に送達する差押通知書にあつては、第三号の振替社債等につき振替社債等の振替又は抹消を禁ずる旨

（割賦販売法施行令の一部改正）

第十四条 割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債」に改める。

（国税通則法施行令の一部改正）

第十五条 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等」を「のうち振替株式等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項第十二号から第二十一号まで（定義）に掲げる社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。次項及び次条第三項において同じ。）以外のもの（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項（振替債の供託）に規定する振替債」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第五十条第二号に掲げる担保のうち振替株式等を提供しようとする者は、振替株式等の種類に応じ

、当該振替株式等に係る振替口座簿の国税庁長官等の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録をするために振替の申請をしなければならない。

第十七条第三項第一号中「担保」の下に「（振替株式等を除く。）」を加え、同項第二号中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 振替株式等 当該振替株式等について、前条第二項の規定により振替口座簿における減少又は減額の記載又は記録を受けた者の口座に、増加又は増額の記載又は記録をするための振替の申請

（国税通則法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 この政令の公布の日から施行の日の前日までの間、国税に関する法律の規定により担保を提供しようとする者は、前条の規定による改正前の国税通則法施行令第十六条第一項に定めるもののほか、株券等の保管及び振替に関する法律第十五条第一項の顧客口座簿に国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長（次項において「国税庁長官等」という。）を質権者とするための振替の記載又は記録をすることにより、株式を国税の担保として提供することができる。

2 前条の規定による改正前の国税通則法施行令第十六条第一項の規定により既に株券を供託している者が

、当該株券を供託することに代え、前項の規定により当該株券に係る株式を国税の担保として提供しようとする場合には、国税庁長官等の承認を受けなければならない。この場合において、国税庁長官等は、その承認後、直ちに当該株券に係る供託書の正本を返還するものとする。

3 前項の承認を受けた者が供託書の正本の返還を受けてから第一項の振替の記載又は記録がされるまでに通常要すると認められる期間内に同項の振替の記載又は記録がされたときは、引き続き国税の担保の提供がされていたものとみなして、国税に関する法律の規定を適用する。

(金融商品取引法施行令の一部改正)

第十七条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の十第一項第一号チ、第三条の二の二第四号及び第三条の二の三第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第四条の四に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、これらの規定に規定する者が所有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第

二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

第四条の七に次の一項を加える。

3 第四条の四第三項の規定は、前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が所有する議決権について準用する。

第六条第一項中「につき議決権」の下に「（社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない有価証券に係る議決権を含む。）」を加える。

第六条の二第一項第五号中「数の議決権」の下に「（社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。）」を加え、同項第六号

中「議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項）を「議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む）。

）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この節において同じ。）に係る議決権を含む。）に係る株式又は投資口（外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項）に改める。

第七条第一項第二号中「としての議決権」の下に「（社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む）。

）の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含む。）」を加える。

第九条に次の一項を加える。

6 第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

第十四条の七に次の一項を加える。

4 第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

第十五条の十に次の一項を加える。

5 第四条の四第三項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

第十五条の十四第七項中「社債等の振替に関する法律第二百二十九條第一項に規定する振替社債等」を「

社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債」に改める。

第十五条の十七第三項、第十八条の九第五号及び第十八条の十一第四号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十九条の三に次の一項を加える。

5 第四条の四第三項の規定は、第一項第三号及び前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百七十七条第一項又は第四百零八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

第三十一条中「ついでには株式に係る議決権」の下に「（社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）」を加える。

(積立式宅地建物販売業法施行令の一部改正)

第十八条 積立式宅地建物販売業法施行令(昭和四十六年政令第三百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部改正)

第十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(昭和五十二年政令第三百十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第一号中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改め、同条第五項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

第十六条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十七条中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第十八条第二項及び第三項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

(前払式証券の規制等に関する法律施行令の一部改正)

第二十条 前払式証券の規制等に関する法律施行令(平成二年政令第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「係る議決権」の下に「(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)(の規定により発行者に対抗することができない株式等に係る議決権を含む。次号において「対象議決権」という。)」を加え、同項第二号中「超える議決権」を「超える対象議決権」に改める。

第十一条第八項中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債」に改

める。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正)

第二十一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債」に改める。

第八条に次の一項を加える。

6 第一項第八号又は第二項第八号の場合において、第一項第七号に掲げる者又は第二項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

第十条に次の一項を加える。

3 第八条第六項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。

(保険業法施行令の一部改正)

第二十二条 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の四第七項中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債」に改める。

第十三条の五の二に次の一項を加える。

4 第一項第八号又は第二項第八号の場合において、第一項第七号に掲げる者又は第二項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対

抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

第十三条の七に次の一項を加える。

3 第十三条の五の二第四項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。

(金融庁組織令の一部改正)

第二十三条 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十号及び第十二条第一項第十三号中「保管及び」を削る。

(担保付社債信託法施行令の一部改正)

第二十四条 担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

6 第一項第八号又は第二項第八号の場合において、第一項第七号に掲げる者又は第二項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項

、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

第三条に次の一項を加える。

3 前条第六項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部）の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第二十五条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十六年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「において準用する改正法第一条による改正後の社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この条及び次条において「新振替法」という。）第百六十九条第一項」を削り、「（新振替法」を「（改正法第一条の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律（平成十

三年法律第七十五号)「に、」をいう。次条において同じ」を「をいう」に、「財務省令。次条において同じ。」を「財務省令」に改める。

附則第四条を削り、附則第五条を附則第四条とする。

(信託業法施行令の一部改正)

第二十六条 信託業法施行令(平成十六年政令第四百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

5 第一項第八号の場合において、同項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第一号に係る部分に限る。)(において準用する場合を含む。)(の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

第五条に次の一項を加える。

5 第二条第五項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について

準用する。この場合において、同条第五項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

第十一条第七項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債」に改める。

第十二条の二に次の一項を加える。

3 第二条第五項の規定は、第一項第八号又は前項第八号の場合において、第一項第七号に掲げる者又は前項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。

第十四条に次の一項を加える。

3 第二条第五項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。

(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第二十七条 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」に改める。

(社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第二十八条 社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百七十号）の一部を次のように改正する。

第七章を第十一章とし、同章の前に五章を加える改正規定中第二十八条第二号に係る部分を次のように改める。

二 発行者が次のイから八までに掲げる者である場合において、加入者が当該イから八までに定める者であるときは、その旨

イ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者（

□に掲げるものを除く。） 同項に規定する外国人等

□ 放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者 同法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十二条の八第一項に規定する外国人等

八 放送法第五十二条の三十二第一項に規定する認定放送持株会社 同項に規定する外国人等

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第四条、第六条、第九条、第十六条、第二十八条及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。

(特定発行者が知り得る事項)

第二条 改正法附則第八条第五項第八号に規定する政令で定める事項は、社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）第二十八条第二号から第四号までに掲げる事項とする。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第三条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者は、改正法附則第三条第二項（改正法附則第六条第二項において準用する場合を含む。次条及び附則第五条において同じ。）の規定による通知に係る実質株主（改正法附則第二条の規定による廃止前の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「旧保振法」という。）第三十条第一項に規定する実質株主をいう。次条及び附則第五条において同じ。）のうちの放送法第五十二条の八第一項に規定する外国人等が旧保振法第三十条第一項の規定により各自有するものとみなされる株式のすべてについて改正法附則第三条第四項（改正法附則第六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に欠格事由（放送法第五十二条の八第一項に規定する欠格事由をいう。以下この項において同じ。）に該当することとなるときは、改正法附則第三条第四項の規定にかかわらず、特定外国株式（欠格事由に該当することとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式をいう。）については、同項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

2 放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「第五

十二条の八第一項に規定する外国人等」とあるのは「第五十二条の二十八第一項において読み替えて適用する同法第五十二条の八第一項に規定する外国人等」と、「欠格事由（放送法第五十二条の八第一項に規定する欠格事由をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「放送法第五十二条の十三第一項第五号二」と、「（欠格事由」とあるのは「（放送法第五十二条の十三第一項第五号二」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、放送法第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社について準用する。この場合において、同項中「（第五十二条の八第一項」とあるのは「（第五十二条の三十二第一項」と、「第五十二条の八第一項に規定する外国人等」とあるのは「第五十二条の三十二第一項に規定する外国人等」と、「欠格事由（放送法第五十二条の八第一項に規定する欠格事由をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「放送法第五十二条の三十第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「（欠格事由」とあるのは「（放送法第五十二条の三十第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と読み替えるものとする。

第四条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百十条の二第一項に規定する本邦航空運送事業者及び同項に規定するその持株会社等は、改正法附則第三条第二項の規定による通知に係る実質株主のうち

の航空法第二百二十条の二第一項に規定する外国人等が旧保振法第三十条第一項の規定により各自有するものとみなされる株式のすべてについて改正法附則第三条第四項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に航空法第四条第一項第四号に該当することとなるときは、改正法附則第三条第四項の規定にかかわらず、同号に該当することとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として国土交通省令で定める方法に従い、株主名簿に記載し、又は記録することができ

る。

第五条 日本電信電話株式会社は、改正法附則第三条第二項の規定による通知に係る実質株主のうちの日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条第一項各号に掲げる者が旧保振法第三十条第一項の規定により各自有するものとみなされる株式のすべてについて改正法附則第三条第四項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に外国人等議決権割合（日本電信電話株式会社等に関する法律第六条第一項に規定する外国人等議決権割合をいう。以下この条において同じ。）が三分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が三分の一以上にならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録すること

ができる株式以外の株式については、改正法附則第三条第四項の規定にかかわらず、同項の規定による株
主名簿の記載又は記録をしてはならない。